

常葉大学教職大学院 教育研究会研究倫理ガイドライン 詳解

前文 常葉大学教職大学院教育研究会は、子供の健全な学びと育ちを支え、民主的で公正な社会の形成と発展とを担う教職員の、実践ならびに成長・発達に資する科学的かつ実践的な研究及びその成果に基づく専門的諸活動を推進する。そのために、常葉大学教職大学院教育研究会の会員が自らの良心と良識とに従い、多様で多元的な価値が存在することをふまえ、学習権をはじめとする基本的人権を尊重し、人びとの学びと育ちの環境を侵すことなく、民主的で公正な環境のもとで教育ならびに教師教育の実践とその研究を発展させるための指針として、以下の研究倫理ガイドラインを定める。

研究倫理ガイドライン

1 社会的責任 会員は、自身の活動が人びとの健全な学びと育ちを支えるとともに、民主的で公正な社会の形成と発展に対して影響を有することの自覚を持って、専門家として教育ならびに教師教育の実践的研究とその実験的実践を始めとする全ての専門的諸活動を推進する。

2 法令及び他の倫理規範の遵守 会員は、基本的人権を尊重し、各種法規ならびに、日本学術会議の「科学者の行動規範」及び本学の常葉大学研究行動規範をはじめとする研究活動に関する規程等を遵守する。

3 公正な活動 会員は、教育の実践的研究とその実験的実践において、科学的・学術的根拠に基づいて、客観的で公正な専門的判断と議論を行う。また、その研究と実践において、データ、情報、調査結果などの改竄、捏造、偽造や、他者の知的業績や著作権を侵すなどの不正行為を行わない。

4 相互協力 会員は、相互に高い信頼を持って、教育ならびに教師教育の実践的研究とその実験的実践をはじめとする全ての専門的諸活動における力量向上や倫理問題への対応について相互啓発に努めるとともに、教育及びその研究の発展に向けて積極的に相互協力する。

5 人権の尊重 会員は、教育ならびに教師教育の実践とその研究をはじめとする全ての専門的諸活動において、全ての人の権利、尊厳、価値を尊重しなくてはならない。

詳解

- (1)専門的諸活動において、各人がそれぞれに異なる価値や態度、意見を持つ権利を有していることを自覚しなくてはならない。
- (2)各人が有する自身の価値に従う権利を、全ての専門的諸活動において保全するための責任を担わなくてはならない。
- (3)自身の専門的諸活動の場が、そこに居る人々にとってかけがえのない生活の場であることを自覚し、法が掲げる人々の権利を尊重し、専門的諸活動の実施において研究対象者や実践参加者の基本的人権を侵害することがあってはならない。
- (4)研究協力者、研究補助者、研究対象者、実践参加者、雇用関係者等に対して、人種、民族、出自、国籍、母語、性別、性指向、性自覚、職業、宗教、障害、健康、所得、階級、婚姻状態、家庭環境などに基づくあらゆる差別をしてはならない。

6 科学的、学術的、専門的な実践的研究 会員は、科学的、学術的、専門的な実践的研究の過程において、つねに公平性を目指し、事実に基づく立証及び実践に努める。

詳解

研究にあたっては、以下の点に留意する。

- (1) 教育とその実践的研究の発展に貢献することが期待されていることを自覚する。
- (2) 科学的、学術的、専門的态度を堅持し、研究の発展性や社会的有用性を追求する。
- (3) 科学的、学術的、専門的根拠に基づいた議論を行い、それらの根拠を明示する。
- (4) 多様な科学的、学術的、専門的立場に基づいた探求があることを相互に尊重し、協働して研究の発展を目指す。
- (5) データ、情報、調査結果などの捏造、改竄、盗用や、剽窃などの他者の知的業績や著作権を侵害する不正行為を行わない。
- (6) 特定の権威・組織・利益に拘らない自律した立場に立って実施する。
- (7) 資金の補助、供与を受けている場合は、原則としてそれを明示する。

7 研究実施のための配慮と制限 会員は、研究実施にあたり、研究上のさまざまな面において起こりうる倫理的問題を想定し、それらを予防する手立てを講じる。

詳解

- (1) 研究対象者の選定、研究方法の選択、情報収集の方法、研究計画の変更、個人情報及び研究データの管理、研究期間や研究を行う場所の設定、研究成果の公表の方法、研究成果の社会への影響、仲介者・協力機関からの調査資料の提供依頼、研究終了後の情報開示と問い合わせへの対応、研究資金の適切な運用など、研究上のさまざまな面において起こりうる倫理的問題を想定し、それらを予防する手立てを事前に講じておかなければならぬ。
- (2) 自身の科学的、学術的、専門的な判断と活動が、他者の生活や人生に影響を与える可能性を念頭に置き、影響する可能性のある個人的、社会的、組織的要因ならびに、経済的、政治的要因に注意を払わなくてはならない。
- (3) 学校をはじめとする教育機関に協力を求める場合は、子供の学習と教員の教育活動を妨げることがないよう配慮し、現場から苦情があった場合は速やかに対処し、研究を中止することを検討する。
- (4) 教職大学院研究委員会は、9条7項の⑨に基づき、会員の研究について研究協力者等から苦情があった場合には、速やかに対処し、状況に応じて研究を中止するように指導する。また、会員は、研究委員会の指導に適切に対応しなくてはならない。

8 研究対象者、研究協力者などの保護 会員は、その実践的研究及びその他の専門的諸活動において、他者に害を及ぼすことを予防し、予期しない悪影響が発生した場合は、被害を最小限に抑えるために、その作業を中断・終了するなどの措置を直ちに講じる。

詳解

- (1) 自らが直接的または間接的に監督、評価、またはその他の権限を有している研究協力者、研究補助者、研究対象者、実践参加者、雇用関係者等を、個人的、経済的、専門的な優位性にかかわらず、私的目的のために利用することや榨取することをしてはならない。
- (2) 研究協力者、研究補助者、研究対象者、実践参加者、雇用関係者等との関係において、社会通念上ハラスメントと定義される言語的または非言語的な行為を行ってはならない。また、その予防に努めなければならない。
- (3) 研究協力者、研究補助者、研究対象者、実践参加者、雇用関係者等との関係において問題が生じた場合は、速やかに活動を中断するなどして、適切に対応しなくてはならない。

9 インフォームド・コンセント 会員は、研究にあたっては、その過程全般および成果の公表、終了後の対応等について、あらかじめ対象者に対して説明を行い、原則として文書で同意を得なければならない。

詳解

- (1) 自身の研究及び実践への参加を他者に強制してはならず、自由意思で参加の諾否を決定できるよう配慮する。
- (2) 研究対象者に対し、研究過程全般および研究成果の公表方法、研究終了後の対応について研究を開始する前に十分な説明を行い、理解されたかどうかを確認した上で、原則として、文書で同意を得なければならない。また、実践等で得たデータを研究で使用する場合も、研究での使用について対象者の同意を得る。
- (3) 研究活動で得たデータや情報等を目的外で使用してはならない。また、他の手段で得たデータを対象者の許可なく目的外で研究に使用してはならない。
- (4) 通常の方法での説明によって研究内容の理解を得たという判断が難しいと考えられる研究協力者には、理解を得るために最善の努力を行う。また明らかに自由意思による研究参加の判断が不可能と考えられる場合には、保護者や後見人などの代諾者に説明を行い、原則として文書による同意を得なければならない。
- (5) 研究計画上、事前に研究対象者に対して研究内容の全情報が開示できない場合には、その理由を説明し、承認を得る必要がある。
- (6) 研究を遂行する過程において、なんらかの理由で研究計画の変更が必要になった場合には、研究対象者にも変更内容を説明し、改めて研究開始時に行ったインフォームド・コンセントと同様のやり方で、研究参加を継続するかどうかを確認する。
- (7) 事前説明には原則として以下の事項が必要である。
- ①当該研究の意義、目的および方法、研究計画が終了するまでの期間ならびに対象者が参加を要する期間、参加の頻度および要する時間、研究者の氏名および職名
- ②対象者に選定された理由
- ③参加は任意であること
- ④参加に同意しない、あるいは同意を撤回したことによって、研究対象者等が不利益な取り扱いを受けないこと
- ⑤実践・研究中は常に参加や拒否の意思を表明できること、同意はいつでも撤回できること
- ⑥参加することによる、研究対象者自身にとっての利益ならびに起こりうる負担並びに予測されるリスクおよびそれらへの対応
- ⑦研究成果の公表及び公開の方法
- ⑧研究の実施から公開までの個人情報等の取扱い
- ⑨研究協力に関わる苦情の連絡先（※常葉大学教職大学院研究委員会）

10 守秘義務 会員は、正当な手続きをとらない限り、自らの職務及び学術的調査研究において知り得た情報の機密保持の義務を負う。

詳解

- (1) 職務及び学術的調査研究において知り得た情報は、その内容がどのようなものであれ、自他に対して危害を与える恐れや法律に特段の定めがある場合を除き、機密性を保持しなければならない。また、その職を退いた後も、同様の義務を負う。
- (2) 研究ならびに実践の成果を報告するにあたっては、成果発表に関する倫理を遵守する。
- (3) 研究において収集できる個人情報は、研究目的との関係で必要なもののみに限られ、その範囲をむやみに広げてはならない。また、その入手目的・利用方法について、研究協力者に了解を得なければならない。
- (4) 研究で得られた個人情報およびデータは、紛失、漏洩、取り違えなどを防ぐために、厳重に保管し管理しなければならない。個人情報については、事前の契約に基づいて研究上の必要性が消失した場合には速やかに廃棄する。なお、研究データは、研究終了後5年間は保存しておかなければならない。
- (5) インターネットによる情報の拡散性の危険を認識し、研究及び実践においてインターネットを活用するにあたっては、細心の注意を払う。

11 利益相反への対応 会員は、自らの職務及び学術的調査研究において、利益相反による諸弊害が生じないよう十分に注意し、利益相反がある場合には、その情報を開示するなど、適切に対応する。

詳解

- (1) 産学連携等により、学術的、倫理的責任を果たすことによって得られる成果の社会への還元（公的利益）と研究者個人が取得する金銭、地位、利権（私的利益）による利益相反（conflict of interest: COI）が発生する可能性について自覚する。
- (2) 自らの専門的諸活動において、研究対象者および関係者との間に利益相反による諸弊害が生じないよう十分に注意し、利益相反がある場合には、その情報を開示するなど、適切に対応する。
- (3) 本ガイドラインを遵守することが困難になる可能性が高いと思われる個人または組織からの助成金、契約、相談等の業務の受託を回避する。
- (4) 補助金（助成金）等に運用規程がある場合にはそれに従い、不正な使用を行ってはならない。

12 情報・成果の開示 会員は、教育ならびに教師教育の実践とその研究を発展させるため、自らの良心と良識とに従い、研究の成果を積極的に発信する。

詳解

- (1) 本会の目的に鑑み、教育の実践とその研究を発展させるため、専門職としての責任を十分に自覚し、その成果を積極的に発信する。
- (2) 自身の専門的諸活動が社会に及ぼす影響を予測し、公の秩序や善良の風俗を損なう可能性がある場合には、情報公開に特別な制限を設けるなどの適切な対応を行う。
- (3) 成果の公開内容や範囲、条件等について、事前に対象者及び関係者と協議するなどして、機密事項の適切な保護に努める。
- (4) 研究協力者や研究協力機関には、参加した研究の結果及び成果を知る権利があり、研究者はそれらを報告する義務がある。
- (5) 専門的諸活動の終了後に、研究対象者から情報開示の要求や問い合わせがあった場合には誠実に対応し、特別な配慮を要する場合を除いては、原則要請に応える。
- (6) 自身のキャリアや業績の情報が、研究成果の評価や判断に影響を及ぼす可能性があることを自覚し、詐称しない。

13 成果発表に関する倫理 会員は、教育ならびに教師教育の実践とその研究の成果を、常葉大学教職大学院教育フォーラム、研究会、年報等で発表する場合、対象者及び関係者に承諾を得なければならない。また、本院の教育フォーラム、研究会、年報等で発表された実践や研究の成果は、発表者の知的財産として適正に扱われなければならない。

詳解

- (1) 研究成果を発表する際には、対象者及び関係者の利益を損なってはならない。
- (2) 成果発表に際して、発表者はもとより、聴衆・読者等は、当該研究の対象者及び関係者の個人・組織が特定されないよう、機密事項の保護に努める。
- (3) 本院が主催する教育フォーラム、研究会、年報等で発表する場合、本ガイドラインに定める「インフォームド・コンセント」の指針等に従って、対象者及び関係者に発表に関する説明を行い、理解と同意を得る。
- (4) 本院が主催する教育フォーラム及び研究会は、活発な成果報告とその交流を推進することから査読等の審査を設けていないため、報告の正当性に関する責任が報告者当人に委ねられていることを強く自覚し、責任ある報告を行わなくてはならない。
- (5) 本院が主催する教育フォーラム及び研究会の参加者は、発表等において条件つきで公開された情報について、報告者の示す条件を遵守する。
- (6) 会員が所属する研究機関等が成果報告に関する規則等を設けている場合は、原則として所属機関の規則に従い、必要に応じて当該機関の承認を得る。